

第41回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 令和5年9月25日（月）
午後13時00分～15時00分
場 所 WEB会議
ホテルブリランテ武蔵野

1 開 会

2 あいさつ

3 さいたま市環境影響評価技術審議会会長・副会長の選出について

4 議 事

(1) (仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価
事後調査書（供用後）について

ア 環境影響評価手続状況、事業概要及び事後調査書説明

イ 審議

5 閉 会

《會議資料一覧》

《配付資料》

- **資料1** 第41回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿
- **資料2** さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿（第11期）
- **資料3** さいたま市環境影響評価条例（抜粋）・同技術審議会規則
- **資料4** 対象事業の概要及び環境影響評価手続状況
- （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価事後調査書、同書要約書
- （仮称）さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価事後調査書に対する質問回答票

《参考資料》

- さいたま市環境影響評価条例集
- さいたま市環境影響評価技術指針手引

第41回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

荒木 祐二	委員	伊藤 元裕	委員
大原 利眞	委員	川本 健	委員
行田 弘一	委員	鈴木 美穂	委員
松川 岳久	委員	茂木 守	委員
山岸 知彦	委員	山口 雅利	委員
渡邊 祐子	委員		

2 (仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画に係る出席者

(1) 事業者

〔東京建物株式会社〕

主 任 岡田 茜

(2) 設計・施行会社

〔株式会社長谷工コーポレーション〕

チーフ 河野 順一 主 任 楠 恵輔

(3) コンサルタント

〔日本工営株式会社〕

担当次長 吉田 研也 課長補佐 渡辺 純子
主 事 千住 緑

3 事務局

〔さいたま市環境局環境共生部環境対策課〕

参事兼課長	市川 浩之	課長補佐兼環境審査係長	和田 淳
主 査	尾崎 雅之	主 任	加藤 裕孝
主 任	鈴木 隆仁	主 任	中島 涼介
主 事	宮川 虹大		

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿(第11期)

任期 令和5年8月1日～令和7年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目
1	あらき ゆうじ 荒木 祐二	埼玉大学 教育学部 准教授	植物生態学、環境マネジメント	植物、生態系
2	いとう もとひろ 伊藤 元裕	東洋大学 生命科学部 准教授	海洋生物学、動物生態学	動物、生態系
3	おおさわ まさはる 大沢 昌玄	日本大学 理工学部 教授	都市計画、都市交通計画、土木史	コミュニティ、地域交通
4	おおはら としまさ 大原 利眞	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	大気環境科学・工学	大気質
5	かわもと けん 川本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	土壌、地盤、地表、廃棄物等	土壌、地盤、地象、廃棄物等
6	ぎょうだ こういち 行田 弘一	芝浦工業大学 工学部 教授	情報通信工学	電波障害
7	さくやま やすし 作山 康	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市計画	景観、日照障害
8	すずき みほ 鈴木 美穂	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	分子生物学	大気質、有害物質等、動物
9	つだ さちこ 津田 佐知子	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	神経科学、発生生物学	動物
10	まつかわ たけひさ 松川 岳久	順天堂大学 医学部 准教授	環境衛生学	大気質、水質
11	まつもと やすなお 松本 泰尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境振動・騒音	騒音、振動
12	もてぎ まもる 茂木 守	埼玉県環境科学国際センター 研究推進室長	環境化学	有機化学物質、土壌
13	やまぎし ともひこ 山岸 知彦	埼玉県環境検査研究協会 技術本部長	環境測定、水質	水質
14	やまぐち まさとし 山口 雅利	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生理学	植物、生態系
15	わたなべ ゆうこ 渡邊 祐子	東京電機大学 システム デザイン工学部 講師	音響工学	騒音、振動

さいたま市環境影響評価条例（抜粋）

（平成 15 年条例第 32 号）

（設置）

第 49 条 市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第 50 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第 51 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、職を離れるものとする。

（委任）

第 52 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市環境影響評価技術審議会規則

（平成 15 年規則第 26 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、さいたま市環境影響評価条例（平成 15 年さいたま市条例第 32 号）第 52 条の規定に基づき、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(仮称) さいたま市大宮区北袋町 1 丁目計画の概要及び環境影響評価手続状況

令和 5 年 9 月 2 5 日

対象事業の名称	(仮称) さいたま市大宮区北袋町 1 丁目計画		
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例 (平成 1 5 年条例第 3 2 号)		
都市計画特例の適用	なし		
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・東京建物株式会社 代表取締役 社長執行役員 野村 均 東京都中央区八重洲一丁目 9 番 9 号 ・住友不動産株式会社 代表取締役副社長 小林 正人 東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 ・野村不動産株式会社 代表取締役 松尾 大作 東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号 ・近鉄不動産株式会社 取締役社長 倉橋 考壽 大阪市天王寺区上本町六丁目 5 番 13 号 ・住友商事株式会社 代表取締役 兵頭 誠之 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号 ・東急不動産株式会社 取締役社長 星野 浩明 東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号 		
対象事業の種類	大規模建築物の建設		
事業実施区域	さいたま市大宮区北袋町 1 丁目		
事業規模	延床面積 約 9 5, 0 0 0 m ²		
関係地域	事業実施区域から 1. 5 k m の範囲 (大宮区、見沼区、中央区、浦和区の一部)		
手続 状況	調査 計画 書	図書の受理	平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日
		第 1 回委員会	平成 2 9 年 1 月 2 3 日
		技術審議会	平成 2 9 年 3 月 1 5 日
		市長意見	平成 2 9 年 5 月 1 日
	準備 書・ 評価 書	準備書の受理	平成 2 9 年 9 月 2 6 日
		技術審議会	平成 3 0 年 1 月 9 日
		市長意見	平成 3 0 年 3 月 2 7 日
		評価書の受理	平成 3 0 年 6 月 4 日

手続き状況	事後調査書 (工事中)	図書の受理	令和元年 7月12日
		縦覧	令和元年 8月5日 ~ 9月5日
		意見書提出期間	令和元年 8月5日 ~ 9月19日
		見解書の受理	(意見書の提出がなかったため省略)
		技術審議会	令和元年 10月28日
		市長意見	令和元年 11月18日
	事後調査書 (供用後)	図書の受理	令和5年 6月30日
		縦覧	令和5年 7月21日 ~ 8月21日
		意見書提出期間	令和5年 7月21日 ~ 9月4日
		見解書の受理	(意見書の提出がなかったため省略)
		技術審議会	令和5年 9月25日
		市長意見	令和5年 11月(予定) (意見書提出期間の経過した日から2月以内)

第41回

さいたま市環境影響評価技術審議会

令和5年9月25日（月）

さいたま市環境対策課

午後 1時00分 開会

○和田課長補佐兼係長 定刻となりましたので、ただいまから第41回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

私、本日の進行を務めさせていただきますさいたま市環境対策課の和田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日の審議会はウェブ会議にて執り行います。ウェブ会議を執り行うに当たり、出席者の皆様に2点ほどご協力をお願いいたします。

1つ目は、発言の混線を防ぐため、発言時以外はマイクの設定をオフにさせていただきようお願ひいたします。

2つ目は、発言の際には挙手ボタンを押していただき、進行の者からの指名後、ご発言いただきますようお願ひいたします。

それでは、議事に先立ちまして、さいたま市環境対策課長の市川からご挨拶を申し上げます。

○市川参事兼課長 皆様、こんにちは。環境対策課長の市川でございます。

本日は、大変本当にお忙しい中、第41回さいたま市環境影響評価技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様方にはこのたび、第11期の環境影響評価技術審議会委員へのご就任をお願いをしたところ、ご多忙にもかかわらず、快くお引き受けいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

今期の審議会には、これまでの審議に並々ならぬご尽力をいただいた審議会委員10名の皆様に引き続き委員をお願いいたしましたほか、5名の新しい委員をお迎えさせていただきました。今期の審議につきましても、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、本日は第11期になり、初めての審議会でございます。この後、会長、副会長がご選任されるとも伺っております。新たな会長、副会長の下、本日も審議いただきますのは、さいたま市北袋町の1丁目で建設されました共同住宅でございますが、この建物の供用後の事後調査書になります。この事業につきましては、調査計画書を平成28年に受理し、今回の供用後の事後調査書で、環境影響評価の手續としては一通り終了することとなります。大変限られた時間ではございますが、委員の皆様には専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

結びに当たりまして、委員皆様のますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、開催の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○和田課長補佐兼係長 続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。
ていただきます。

埼玉大学准教授、荒木祐二様です。

○荒木委員 埼玉大学の荒木です。よろしくお願いいたします。

○和田課長補佐兼係長 東洋大学准教授、伊藤元裕様です。

○伊藤委員 東洋大学の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○和田課長補佐兼係長 埼玉県環境科学国際センター研究所長、大原利眞様です。

○大原委員 皆さん、こんにちは。大原でございます。よろしくお願いいたします。

○和田課長補佐兼係長 埼玉大学大学院教授、川本健様です。

○川本委員 顔が見えないかもしれないんですけど、声は聞こえていますか。

○和田課長補佐兼係長 はい、聞こえております。

○川本委員 すみません、久しぶりにT e a m s使ったので顔が映っていないんですけども、
埼玉大学の川本です。ただ、今、永田町にございます内閣府勤務のほうが忙しくて、今日は
久々に埼玉大学に来れたのでうれしいんですけども、ちょっとそういった点でご迷惑をおか
けすることもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○和田課長補佐兼係長 芝浦工業大学教授、行田弘一様です。

○行田委員 皆さん、こんにちは。行田と申します。芝浦工業大学です。よろしくお願いいたします
します。

○和田課長補佐兼係長 埼玉大学大学院准教授、鈴木美穂様です。

○鈴木委員 初めまして、埼玉大学の鈴木でございます。今期より委員を務めさせていただきます
ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○和田課長補佐兼係長 順天堂大学准教授、松川岳久様です。

○松川委員 順天堂大学の松川です。よろしくお願いいたします。

○和田課長補佐兼係長 埼玉県環境科学国際センター研究推進室室長、茂木守様です。

○茂木委員 埼玉県環境科学国際センターの茂木と申します。どうぞよろしくお願いいたします
ます。

○和田課長補佐兼係長 埼玉県環境検査研究協会技術本部長、山岸知彦様です。

○山岸委員 こんにちは、埼玉県環境検査研究協会の山岸と申します。よろしくお願いいたします
ます。

○和田課長補佐兼係長 埼玉大学大学院准教授、山口雅利様です。

○山口委員 埼玉大学の山口です。よろしくお願いいたします。

○和田課長補佐兼係長 東京電機大学講師、渡邊祐子様です。

○渡邊委員 渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

○和田課長補佐兼係長 なお、大沢委員、作山委員、津田委員、松本委員につきましては、ご都合により欠席の連絡がありました。

さて、審議会規則第3条第2項では、審議会は委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日の審議会は委員総数15名のうち11名のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日ご審議いただきます(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の事業者及び関係者につきましては、委託者であります長谷工コーポレーション株式会社様よりご紹介をお願いいたします。

○楠主任 私、長谷工コーポレーションの楠と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから関係者のご紹介をさせていただきます。

まず、事業者ですが、6社おりますが、その中で代表となります東京建物株式会社より岡田主任でございます。

○岡田主任 東京建物の岡田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○楠主任 続きまして、設計と工事の施工会社を実施しております株式会社長谷工コーポレーションより、チーフの河野でございます。

○河野チーフ 河野でございます。よろしくお願いいたします。

○楠主任 同じく楠でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、こちらの環境アセスメントに関するコンサルタントを行っていただいております日本工営株式会社より、吉田担当次長でございます。

○吉田担当次長 日本工営株式会社の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○楠主任 続きまして、同じく日本工営株式会社の渡辺課長補佐でございます。

○渡辺課長補佐 日本工営の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

○楠主任 同じく日本工営株式会社の千住主事でございます。

○千住主事 日本工営の千住と申します。よろしくお願いいたします。

○楠主任 事業者側関係者につきましては以上となります。

○和田課長補佐兼係長 事務局の紹介は、資料1にあります出席者名簿をもって代えさせていただきます。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。次に、2ページ目に本日の資料の一覧として、資料1から4を記載しております。

そのほか、委員の皆様には、さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価事後調査書（供用後）及び同（概要版）、また、事前に委員の皆様からいただいた質問と事業者の意見をまとめた質問回答票、参考としまして、さいたま市環境影響評価条例集及び環境影響評価技術指針手引をお送りさせていただいております。

お手元におそろいのことかと思いますが、何かございますでしょうか。

よろしければ進めさせていただきます。

次第の3、会長及び副会長の選出に移ります。

第10期の会長及び副会長は令和5年7月31日をもちまして委員任期満了となりましたので、第11期の新たな会長及び副会長を選出させていただきます。

まず、当審議会の設置、運営及び会長、副会長の選出に関する規定について事務局よりご説明いたします。

○中島主任 資料3をご覧ください。

左側にさいたま市環境影響評価条例の審議会に関する規定の抜粋と、右側に技術審議会規則が書かれております。

まず、左側の条例の規定ですが、当審議会はさいたま市環境影響評価条例に基づく市長の諮問機関として設置されております。事業者から提出された調査計画書、準備書、事後調査書の内容について、環境の保全の見地からの市長意見を述べる際などに当審議会に諮問してご意見を聞くこととなります。第50条で委員の定員及び任期を規定しております。

右側の審議会規則ですが、第2条により審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることが規定されております。

会長は審議会の代表として会議を招集し、議長になって会議を総括します。副会長は会長の補佐役で、会長に事故があるときには会長に代わりその職を務めることとなります。

以上でございます。

○和田課長補佐兼係長 ただいまのご説明のとおり、会長及び副会長は審議会委員の互選により定めることとなっております。

選出につきまして委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○山岸委員 山岸ですけれども、よろしいでしょうか。

○和田課長補佐兼係長 よろしく願いいたします。

○山岸委員 それでは、まずは事務局からの案をお聞きしたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

○和田課長補佐兼係長 ただいま山岸委員からご意見をいただきましたが、そのほか何かございますか。

(なし)

○和田課長補佐兼係長 それでは、事務局から案をお願いいたします。

○中島主任 ありがとうございます。

事務局案でございますが、会長には芝浦工業大学工学部教授の行田弘一委員を、副会長には本日ご欠席ではございますが、埼玉大学大学院理工学研究科教授の松本泰尚委員をご提案します。

○和田課長補佐兼係長 ただいま事務局案として、芝浦工業大学工学部教授、行田弘一委員を会長に、また副会長には、本日ご欠席ではございますが、埼玉大学大学院理工学研究科教授、松本泰尚委員という案をご提案させていただきましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○和田課長補佐兼係長 ありがとうございます。異議なしというご発声をいただいております。

行田委員、お引き受けお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○行田委員 謹んでお受けいたします。よろしく願いいたします。

○和田課長補佐兼係長 ありがとうございます。

なお、松本委員におかれましては、事務局から互選の旨をご報告し、ご就任いただけるものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

早速恐れ入りますが、会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

○行田会長 改めまして、皆さん、こんにちは。芝浦工業大学の行田と申します。

このたび、審議委員の委員会の会長を拝命いたしました。

3期目になりまして、一番古株ということもあってご推薦いただいたと思うんですけれども、皆様のご協力をいただきまして、進めさせていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○和田課長補佐兼係長 行田会長、ありがとうございます。

第11期技術審議会会長として今後ともよろしく願います。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります行田会長に議事を進行していただきます。

会長、よろしく願います。

○行田会長 改めまして、行田でございます。本日は皆様、よろしく願います。

それでは、これから議事に入りますが、傍聴希望者はおりますか。

○中島主任 本日の審議会には傍聴希望者がおります。

○行田会長 それでは、会議の公開、非公開について、事務局から説明してください。

○中島主任 ご説明いたします。

本審議会は、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱より、原則公開となっております。ただし、同要綱の規定により、次の事項に該当または該当する恐れがあると認められるときは、会議の全部または一部を非公開扱いとすることができます。

読み上げますと、さいたま市情報公開条例で定める不開示情報に該当する事項について審議し、または意見を徴収する場合、会議を公開することにより、当審議会の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合となっております。

会議の公開、非公開の判断は、会長が当審議会に諮って決定するものとなっております。

以上です。

○行田会長 本日の審議会は非公開とする特段の理由はないと思いますので、全て公開として差し支えないと思いますが、委員の皆様はいかがでしょう。

(異議なし)

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、公開としますので、傍聴希望者を会場に入れてください。

(傍聴者入室)

○中島主任 そうしましたら傍聴の方、会場に案内しましたのでお願いします。

○行田会長 それでは、傍聴の方に注意事項を申し上げます。

会議開催中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

傍聴の方は、意見を述べたり質問したりすることはできません。

また、会議の録画、録音はご遠慮ください。

以上、注意事項に反した場合は、退出していただくこともありますので、ご了承ください。

それでは、次の議事に移ります。

(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価事後調査書の手続状況について、事務局から説明してください。

○中島主任 それでは、(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の環境影響評価手続についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画の事業概要でございますが、市の環境影響評価条例に基づき手続が行われているものです。都市計画特例の適用はありません。

事業者は、東京建物株式会社、住友不動産株式会社、野村不動産株式会社、近鉄不動産株式会社、住友商事株式会社、東急不動産株式会社です。

対象事業の種類は、大規模建築物の建設です。

事業実施区域は、さいたま市大宮区北袋町1丁目になります。

事業規模でございますが、延床面積約9万5,000平米となっております。

関係地域は、事業実施区域から1.5キロメートルの範囲で、さいたま市の大宮区、見沼区、中央区、浦和区の一部が含まれています。

次に、手続状況でございますが、平成28年12月16日に調査計画書が提出され、環境影響評価の手続を開始しております。

その後、平成29年9月26日に準備書、平成30年6月4日に評価書を受領し、平成30年8月30日より事業着手の届出がされました。

事業着手後、工事に行われる環境への影響調査を経て、令和元年7月12日に工事の事後調査書が提出され、同年11月18日に市長意見が交付されました。

そして、今回ご審議いただきます事後調査書は、建物が完成し、供用開始後の調査結果を取りまとめたものになります。この図書は令和5年6月30日に提出され、7月21日から8月21日まで縦覧を行いました。また、図書の内容について、9月4日まで環境保全の見地からの意見を募集しました。なお、意見の提出はございませんでした。

今後としましては、本日の審議を経て、審議会答申がなされた後、供用後の事後調査書に対する市長意見が10月から11月頃に交付される予定です。

手続状況については以上でございます。

続きまして、事業概要及び事後調査書の説明につきましては、委託者であります長谷工コーポレーション株式会社からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

○楠主任 改めまして、長谷工コーポレーションの楠と申します。

それでは、まず初めに、本計画の事業の説明を5分程度行わせていただき、その後、事後調査の内容につきまして、約25分間を想定しておりますが、日本工営株式会社より説明をさせていただきます。

今画面に映しているものをご参照いただきながらご説明させていただければと思います。

まず、先ほど事務局のほうからご紹介いただきましたが、本計画については、現在、画面に映しております事業主6社で進めている事業となっております。

次のページをお願いいたします。

こちらのページでは、対象事業の規模について簡単にご説明をさせていただきます。

本計画の用途は共同住宅、分譲マンションとなっております。

敷地面積は約1万8,800平米、延床面積が約9万5,000平米となっております。階数は地上15階の高さ約50メートルの建物となっております。世帯数につきましては1,000世帯となっております。駐車場は約520台を設けております。

本事業につきましては、平成30年8月に工事着工し、令和4年3月に竣工、引渡しを始めまして、現在全ての住戸が販売は終了しているという状況となっております。

施設計画につきましては、次のページをお願いいたします。

長方形の敷地の形状のところ、北側と西側、南側、それぞれ道路に面しているような敷地形状の中に、建築基準法上は1棟でございますが、A棟からE棟までの約5棟及び駐車場棟と共用棟という形の施設配置の建物と計画している形でございます。現在建物につきましては、SHINTO CITYというマンション名で実際に住民の方が住み始めているような状況となっております。

続きまして、日本工営株式会社のほうより、今回の事後調査書の内容について、ご説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○千住主事 日本工営の千住でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本事業の環境影響評価における関係地域についてご説明いたします。

本事業に関わる環境に影響を及ぼす地域は、さいたま市環境影響評価条例の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、対象事業が実施される区域の周囲1.5キロメートル以内の地域を基準として設定いたしました。

本事業に関わる関係地域は、3-2ページの図3.2-1にお示ししているとおりです。計画地はさいたま市大宮区に位置しており、関係地域には、大宮区、浦和区、中央区、見沼区が

含まれます。

続いて、4-17ページの表4-4を用いて、事後調査項目及び事後調査工程をご説明いたします。

環境影響評価項目に選定した項目のうち、供用後の事後調査を実施した項目は、大気質、騒音、振動、景観、電波障害、風害、廃棄物等、そして地域交通です。各項目、供用後に施設の稼働が定常状態となる時期に調査を実施しました。風害については、建築物完成後1年間調査を実施しています。

では、ここから各項目の事後調査結果をご報告いたします。

まずは大気質です。本事業の供用後における自動車交通の発生に伴う大気質の調査を行いました。

調査項目は、道路交通の状況として自動車交通量、環境の保全のための措置の実施状況としました。

調査地点は、5.1-2ページの図5.1-1に示すとおり、自動車交通の発生に伴う自動車交通量をナンバー1からナンバー4の4断面並びに関係車両の出入口、地点Aの1か所としました。予測地点と同様の5地点になります。

大気質調査の結果を6-1ページの表6-1を用いてご説明いたします。詳細の結果につきましては、本編の5.1-5から5.1の6ページをご参照ください。

計画地周辺道路における自動車交通量は1日当たり1,727から9,947台。二輪車は1日当たり115台から783台であり、大型車混入率は4.9から9.4%でした。また、出入口交通量は、1日当たり454台、大型車混入率は0%でした。

予測条件である供用後の将来交通量に比べて、ナンバー4地点は1,300台程度交通量が増加していましたが、本事業の出入口交通量は予測条件より少なかったことから、ナンバー4地点における道路断面交通量の増加分は、周辺道路整備などによる本事業以外の要因に伴うものであると考えられました。

以上のことから、本事業の自動車交通の発生に伴う大気質への影響は小さいと考えます。

続いて、騒音です。本事業の供用後における自動車交通の発生に伴う騒音の調査を行いました。

調査項目は、騒音の状況と道路交通の状況、環境の保全のための措置の実施状況です。

調査地点は、5.2-2ページの図5.2-1に示すとおり、大気質の自動車交通量と同様のナンバー1からナンバー4の4断面といたしました。予測地点と同様の地点になります。

騒音調査結果をご報告いたします。詳細の結果につきましては、本編の5. 2-5ページから5. 2-6ページをご参照ください。

道路交通騒音レベルの事後調査結果は、昼間で58から64デシベル、夜間で52から60デシベルであり、いずれの地点においても、昼間・夜間ともに環境基準を下回っていました。予測結果との比較の結果、ナンバー3地点の夜間及びナンバー4地点の夜間以外において、全て予測結果を下回っていました。予測を上回ったナンバー3夜間及びナンバー4の夜間は、事後調査の夜間における交通量が予測条件の夜間交通量を上回る台数であったことから、事後調査の騒音値が予測結果を上回ったと考えられます。

一方で、本計画地の夜間出入り台数は17台であり、本事業に伴う交通量の増加は、道路断面交通量調査結果の21から23%程度でした。このことから、本事業の関係車両の走行に伴う周辺環境に与える影響は小さいと考えます。

続いて、振動です。本事業の供用後における自動車交通の発生に伴う振動の調査を行いました。

調査項目は、振動の状況と道路交通の状況、そして環境の保全のための措置の実施状況です。

調査地点は、5. 3-2ページの図5. 3-1に示すとおり、大気質及び騒音と同様のナンバー1からナンバー4の4断面としました。こちらも予測地点と同様の地点になります。

振動調査の結果です。詳細な結果につきましては、本編の5. 3-5ページから5. 3-6ページをご参照ください。

道路交通振動レベルの事後調査結果は、昼間で37から45デシベル、夜間で29から41デシベルであり、いずれの地点においても、昼間・夜間ともに、要請限度を下回っていました。

予測結果との比較の結果、ナンバー3地点の昼間及びナンバー4地点の昼間以外において、全て予測結果を下回っていました。予測を上回ったナンバー3昼間及びナンバー4の昼間は、事後調査の昼間における交通量が予測条件の昼間交通量を上回る台数であったことから、事後調査の振動値が予測結果を上回ったと考えられます。

一方で、本事業地の昼間出入り台数は437台であり、本事業に伴う交通量の増加は、道路断面交通量調査結果の27から28%程度であることから、本事業の関係車両の走行に伴う周辺環境に与える影響は小さいと考えます。

続いて、景観です。本事業の供用後における施設の存在に伴う景観の事後調査を行いました。

調査項目は、主要な眺望景観の状況、そして配置形状など計画建築物の状況、そして環境の保全のための措置の実施状況です。

調査地点は、5. 4-2ページの図5. 4-1に示すとおりです。予測地点と同様の9地点を選定いたしました。

景観調査の結果をご説明します。詳細な結果につきましては、本編の5. 4-4ページから5. 4-12ページをご参照ください。

主要な眺望景観の状況は、計画建築物の配置、高さ、形状などに大きな変更がなかったことから、いずれの地点も予測結果とおおむね一致する結果となりました。5. 4-13ページの表や写真にお示ししますとおり、周辺景観との調和に配慮した建物形状、外壁の色彩などを採用し、緑地を配置したことで、うるおいのある都市景観の形成に寄与したものと考えます。

続いて、電波障害です。本事業の供用後における施設の存在に伴う電波障害の事後調査を行いました。

調査項目は、配置、高さ、形状など、計画建築物の状況と、環境の保全のための措置の実施状況です。

電波障害調査の結果をご説明いたします。詳細の結果につきましては、本編の5. 5-2ページをご参照ください。

計画建築物の配置、高さ、形状等の計画に大きな変更がなかったこと、本事業において、地上デジタル放送及び衛星デジタル放送の電波障害に対する問合せは発生しなかったことから、周辺施設等における電波受信の状況に支障はなく、影響はなかったと考えております。

続いて、風害です。本事業の供用後における施設の存在に伴う風害の事後調査を行いました。

調査項目は、風の状況、そして風向、風速、配置、高さ、形状など計画建築物の状況と、環境の保全のための措置の実施状況です。

調査地点は、5. 6-2ページの図5. 6-1に示す1地点としました。建設後の風環境予測結果を踏まえて、建築物西側のナンバーA地点に設定しましたが、調査開始から3か月間の月平均風速結果が秒速0.3から0.4メートルであることを確認しました。より高い妥当性を有する測定結果が得られる地点を検証した結果、建築物北側のナンバーA'地点が妥当であると判断し、4か月目よりこちらの地点の風速結果を用いることとしております。

風害調査の結果をご説明いたします。詳細の結果につきましては、本編の5. 6-5ページをご参照ください。

計画建築物建設後（植栽あり）の予測結果が領域C、中高層市街地相当であるのに対して、事後調査結果は境域Aの住宅地相当であり、計画地周辺の風環境に著しい影響は与えていないと考えます。

風害の環境の保全のための措置として、5. 6-6 ページに示すとおり、計画地内に風害による影響に配慮した樹木として、常緑樹を配置いたしました。これらの植栽した樹木については、今後も防風効果が継続的に得られるよう維持管理を適切に行ってまいります。

続いて、廃棄物です。本事業の供用後における施設の稼働及び人の利用に伴う廃棄物などの事後調査を行いました。

調査項目は、一般廃棄物の排出状況、環境の保全のための措置の実施状況です。

廃棄物の調査の結果をご説明いたします。詳細の結果につきましては、本編の5. 7-2 ページをご参照ください。

廃棄物の事後調査結果は、1日当たりのごみ排出量は1,181キログラム、資源回収量が344キログラムの合計1,525キログラムであり、予測結果を下回りました。そのほか、5. 7-3 ページに示すとおり、廃棄物の保管場所は十分な面積を確保していること、分別状況に関する貼り紙を設置するなど、適切に分別収集がされるよう取り組まれていることから、施設の稼働に伴う廃棄物などの排出抑制が図られているものと考えます。

続いて、地域交通です。本事業の供用後における自動車交通の発生に伴う地域交通の調査を行いました。

調査項目は、自動車、歩行者・自転車の交通量と交通流の状況、そして環境の保全のための措置の実施状況です。

調査地点は、5. 8-2 ページの5. 8-1 に示すとおり、自動車交通量はナンバー1、ナンバー2、ナンバー3の3交差点、歩行者・自転車交通量は、ナンバーAからナンバーDの4断面といたしました。いずれも予測地点と同様の地点になります。

地域交通調査の結果をご説明いたします。詳細の結果につきましては、本編の5. 8-4 ページから5. 8-9 ページを参照ください。

交差点流入交通量の事後調査結果は、ピーク時間帯で744から1,556台であり、事後調査結果はおおむね予測結果と同等でありました。歩行者・自転車交通量の事後調査結果は、ピーク時間帯で201から1,422人であり、事後調査結果はおおむね予測結果と同様でありました。

ピーク時間帯の断面混雑度は0.5から2.9人であり、歩行者サービス水準は、全ての地点において水準A、自由歩行できる状態でありました。評価書時点から道路幅員が拡幅され、かつ歩車分離がされるなどの大きな道路構造に変更になったナンバーA地点の東側歩道、ナンバーC地点、ナンバーD地点については、断面混雑度は低減していました。

以上のことから、本事業の関係車両の走行に伴う周辺環境に与える影響は小さいと考えます。

以下、環境保全措置として、5. 8-10ページに示すとおり、関連車両に十分な駐車場台数を確保していること、そして車両出入口は交通量の少ない区画道路2号側に設置するなどの環境の保全のための措置をしたこと。さらに、車両出入口にはカーブミラーや出庫警告灯などを設置する措置をしたことで、交通混雑及び交通安全の確保が可能となったと考えております。

以上が9項目の結果報告です。

最後になりますが、第7章に、事後調査の結果により環境に及ぼす影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の措置を記載しております。

これまでにご報告したとおり、大気質、騒音、振動、景観、電波障害、風害、廃棄物及び地域交通について、本事業に起因すると考えられる影響は軽微であり、周辺環境に著しい影響を及ぼしていないものと考えられます。

引き続き、供用後の環境の保全のための措置を継続して実施してまいります。

以上で、供用後事後調査書の概要説明を終わりとさせていただきます。審議のほどよろしくお願いたします。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

初めに、委員の皆様には、事前に質問をいただいております。質問に対し、事業者から回答をお願いします。

○千住主事 申し訳ありません、少々お待ちください。資料を共有いたします。

○行田会長 はい、お願いします。

○千住主事 失礼いたしました。事前にいただきました質問に対して回答させていただきます。

まず、4-9ページの表4-3(4)事後調査の内容の項目の土壌に関して、対象事業の実施状況または環境の保全のための措置の実施状況の調査項目が、「造成等の工事に伴う大気質への影響」となっています。「造成等の工事に伴う土壌への影響」に修正くださいというご指摘をいただきました。

ご指摘のとおり、誤記でございました。大変申し訳ありません。ご指摘ありがとうございます。

続いて、事後調査書の5. 1-5、表5. 1-3の調査結果については、道路構造の変更に伴う影響は特になかったのでしょうかというご質問をいただきました。

こちらにつきましては、評価書における予測は、変更後の道路構造を予測条件としております。一部予測条件との道路構造に違いはありましたが、車線数に変更はなかったことから、道

路構造の変更に伴う影響はないと考えております。

続いて、事後調査書、5. 4-13ページに対して、歩行者用道路に沿って樹木を植栽しているが、これらの定期的なメンテナンス、剪定の計画について教えてください。

こちらにつきましては、樹木の種類によって、活着期のため年間1から2回の定期剪定となっております。歩道部分や駐車場出庫サインにかかる部分などは、毎月の巡回管理時にも剪定しております。

続いて、5. 5-2ページ、(5) 予測・評価結果との比較及びその考察の最後において、「周辺施設などにおける電波受信の状況に支障はなく影響を低減できていると考える。」とあるが、何らかの影響があり、それを何らかの手段で少なくした場合に影響を低減できていると言えることから、今回の場合は、「(当該計画実施による) 影響はないと考えると記述すべきである。」とのご指摘をいただきました。

ご指摘のとおり、影響はないといった表現が適切と考えます。ご指摘ありがとうございます。次のご指摘についても同様のご意見でございます。

続いて、6-1ページ、表6-1(1) 事後調査の結果の評価の項目、電波障害に関して、予測結果と事後調査結果との比較及びその考察については、こちらも先ほどと同様のご指摘でございます。影響はないの表現が適切と考えております。ご指摘ありがとうございます。

続いて、表6-1(1)の大気質の欄の自動車交通量は1,727から9,947台だと思えますといったご指摘をいただきました。

ご指摘のとおり、誤記でございました。大変申し訳ありません。ご指摘ありがとうございます。

続いて、最後に、6-2ページの表6-1(2)の廃棄物の欄のごみ排出量及びその内訳、資源回収量、合計の数値が、事後調査書5. 7-2ページに示された数字と異なっていますというご指摘をいただきました。

5. 7の示す数値が正しい値となっており、表6-1(2)の数値が誤りでございました。大変申し訳ございません。ご指摘ありがとうございます。

以上で、事前にいただきましたご質問に対する回答とさせていただきます。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、その他、事後調査書の内容について、委員の皆様からご意見やご質問をいただきたいと思っております。

皆様のご担当の分野、またそれ以外のことでも結構でございますのでご発言をお願いします。

発言の際は手を挙げるボタンを押していただいて、挙手の上、こちらから指名したいと思しますので、何かありましたら手を挙げていただきたいと思います。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

なさそうですので、ほかに本当にないでしょうかね。よろしいですか。

挙手は松川委員、お願いいたします。

○松川委員 順天堂の松川です。

廃棄物のところで1つ教えていただきたいのですが、表5. 7-2で、予測結果と事後調査の結果で大分ごみ排出量が倍ぐらい違ってきているんですけども、これというのは評価時に何か実績を持って予測されたんですけども、それよりも住民の方の皆さんの何ですか、環境意識というのは改善されているから、これだけ減ったという考察でよろしいんでしょうかね。

○千住主事 日本工営、千住でございます。

評価書では、文献調査を行いまして、その実績を基に予測を行っております。事後調査につきましては、実際のごみ排出量というのを計測いたしまして算出いたしました。今ご意見をいただきましたとおり、住民の方のご意識というところもあり、排出量が予測結果を下回った結果になったのではないかというふうに考えております。

○松川委員 分かりました。ありがとうございます。

○行田会長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。挙手でお願いします。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 初めてですので、ちょっと細かいことを、ずれているかもしれませんが教えてください。表6-1の大気質のところなんですけれども、自動車、計測地点4のところ、台数が予測より上回っているけれども、これは本事業とは関係ないという結果になっているんですが、こういったもの、例えば一過的なものであったら関係ないでいいのかなと思うんですけども、例えばもうこれは関係ないのでという放置ということでもよろしいんでしょうか。大概そういう判断を下されるんでしょうか。ちょっと初めてですので、妙なことをお伺いする次第です。

○行田会長 ご回答をお願いいたします。

○千住主事 ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、調査は1回となっております、一過性ではありますけれども、代表的な時期に、代表的な地点で調査を行っておりますので、こちらの数値が妥当な結果であるという

ふうにご考えてございます。

○行田会長 鈴木委員、よろしいでしょうか。何か追加でコメント等ありましたら。

○鈴木委員 丁寧に回答していただきましてありがとうございます。

○行田会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

鈴木委員、手をおろしていただければと思います。

大原委員、お願いいたします。

○大原委員 ありがとうございます。

今、直前の質問と関係するんですけども、このナンバー4で交通量が増えたことに関して、出入口の交通量が少ないので、この事業に関係しない交通量の増加であるということですが、多分それで正しいんだろうと思いますが、例えば住居者の送迎とか、あるいは宅配便ですとか、何か事業に関係するような、それがかつ、出入口を通らない可能性がある、何かそういう交通量もひょっとしてあつたりしないのかなと思ったもので、関係ないと決めつけてしまつていいんだろうかということに関して、若干のご見解をお伺いできればと思います。

以上です。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、回答のほう、お願いいたします。

○千住主事 お待たせいたしました。

ご指摘のとおり、こちらの住宅に対しての宅配便ですとか、送迎の車というのは、こちらを走行している可能性はございます。荷捌きの車両につきましては、こちらの建物内には進入していないということで、こちらの調査でそれら荷捌き車両等の走行状況を把握することは難しく調査できていないという状況でございます。

○行田会長 大原委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○大原委員 ありがとうございます。もしそうだとしたら、文章の表現ぶりなんですけれども、本事業以外の要因に伴うと決めつけ、断定されていますよね。必ずしもそう書けないんじゃないかと思うんですが、考えられるから、だからいいのかな。

決めつけてしまうような表現が気になったということではありますが、あえて修正していただくまでもないかなと思いつつ、コメントとして聞いていただければと思います。

以上です。

○千住主事 ご意見ありがとうございます。

○行田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

茂木委員、お願いします。

○茂木委員 最初に行われた廃棄物の関係の質問に関連するところなんですけれども、表5.7-2のほうで、評価書と事後調査のところで乖離があるというお話だったんですけれども、これって、そのときの評価書を作成したときと、あと事後調査を行ったときで、入居者の入居率というのはどの程度設定されていたのか、その辺の違いというのが効いてきているんじゃないかと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○行田会長 ありがとうございます。

じゃ、回答のほうお願いいたします。

○千住主事 ご質問ありがとうございます。

評価書時点も事後調査報告書時点も、入居率は100%で調査を行って比較をしております。以上です。

○茂木委員 分かりました。ありがとうございます。

○行田会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

荒木委員、お願いします。

○荒木委員 すみません、表5.4-2のところで、環境保全のための措置の実施状況で表がありますけれども、下のほうに計画地の周囲に樹木を植栽するとあります。これは樹木の選定の基準はこちらに書いてあるとおおり、さいたま市みどりの条例及びさいたま市緑化指導基準に基づいたということなんですけれども、具体的にどういう樹種を選んだかということについて、分かる範囲でいいのでお聞かせいただけますか。というのは、例えば特定外来生物とか、外来樹を植えていないかという、その確認です。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、回答のほう、準備できたらお願いいたします。

○吉田担当次長 ご質問ありがとうございます。

こういったガイドラインに基づきまして樹種を選定しているんですけれども、具体的な樹種1本1本につきましては、何か決め事があるということではないんですけれども、そういった外来種などはなるべく配慮するというのは当然なんですけれども、あとやっぱりランドスケープの観点とかから、いろんな広葉樹種を選定だったりとか、そういった多様性のあるようなも

のから、事業者サイドのほうで、そういったランドスケープの観点から樹種を選んでいるというところでございますので、ちょっと1本1本、こういうふうにしましたとかというふうにご回答するのはなかなか難しいんですけども、そういった総合的な観点で選んでいるというふうにご理解いただければと思います。

あまり、明確な回答になっていないかもしれませんが、以上でございます。

○荒木委員 分かりました。

加えて、1点コメントなんですけれども、質問への回答のところ、定期的なメンテナンスを行うということですが、もちろん樹種の状態の管理も大事なんですけれども、どういう樹種を植えているか分からない上でのコメントになってしまいますが、最近ですと昆虫の外来生物も多く入ってきています。

例えば、ツヤハダゴマダラカミキリであったり、それからクビアカツヤカミキリであったりとか、場合によっては福島のほうでサビイロクワカミキリと、それがエンジュ等につくわけなんですけれども、そういう外来の昆虫が侵入するかどうかについても、樹木の健康と同様に、定期的なメンテナンスをお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○吉田担当次長 ありがとうございます。

○行田会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

先ほど、私からちょっと言いかけたんですけども……

その前に、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 すみません、伊藤です。

○行田会長 お願いします。

○伊藤委員 今の件にちょっと関連してというか、今の件なんですけれども、質問としては樹種はどうなっているかという質問であったかと思うんですが、報告書、評価書ですかのほうには、今の意見を踏まえて、樹種の記載等々、もう少し細かいところをされたほうがいいのではないかとちょっと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○行田会長 いかがでしょうか。回答でき次第、お願いいたします。

○吉田担当次長 ありがとうございます。

ちょっとそこまで今、事後調査報告書のほうには記載ができてございませんでしたので、今後の案件とかでは、どういうふうにできるかは少し、さいたま市さんともご相談させていただければと思っております。

○行田会長 伊藤委員よろしいでしょうか。

○伊藤委員 はい、ありがとうございます。承知しました。

○行田会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私からはコメントで大したあれではないんですけれども、やはりいろんな評価をした結果、影響がなかったという結論は非常に嬉しいんですが、ないことの証明って意外に難しいですよ。ですから、いろんな調査研究の評価の結果として、例えば検定とか、要するに統計的な処理でとか、そういう客観的な事実をなるべく付加していただけるとよろしいのかなというふうに思いました。

以上が、これはコメントです。

それでは、ほかにかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、(仮称)さいたま市大宮区北袋町1丁目計画環境影響評価事後調査書についての審議はこれまでといたします。

議事につきまして、委員の皆様方からいただいたご意見を基に、審議会としての答申を取りまとめたいと思います。答申案につきましては事務局で作成し、それを委員の皆様にご確認いただきたいと思います。最終判断は私に一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして議事を終了します。

傍聴者の方はご退席願います。ご退席いただき次第、進行を事務局にお返ししますので、あとはよろしく願いいたします。

(傍聴者退室)

○和田課長補佐兼係長 ありがとうございます。

閉会の前に事務局から連絡事項がございます。

○中島主任 事務局です。

事務局から3点連絡事項を申し上げます。

まず、1点目は、本日の議事録と答申案の確認についてでございます。

本日の議事録は、市のホームページに掲載いたします。その前に、委員の皆様にご確認いただきたいと思います。また、答申案につきましては、本日欠席の委員にもご意見をお聞

きした上、事務局で作成し、その後、皆様にご確認いただき、行田会長の最終判断をいただいで確定したいと思います。

2点目は、市長意見についてでございます。

市長意見につきましては、審議会答申を基に書面で作成します。市長意見書は事業者に送付いたしますが、その内容につきましては、委員の皆様にもご報告いたします。

3点目は、今後の予定についてお知らせいたします。

次回の予定でございますが、（仮称）農業及び食の流通観光産業拠点整備事業、道の駅に係る調査計画書が7月に提出されましたので、10月中旬から下旬頃に技術審議会を開催する予定となっております。後日、日程調整等のご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、技術審議会の開催に先立ちまして、この後、委員会を開催いたします。

ご出席いただきます大原委員、鈴木委員、山岸委員、山口委員につきましては、閉会后、15分ほど休憩を挟んだ後なので、すみません、2時半、失礼しました。2時半に事前にご案内したウェブ会議のURLより入室いただきますようお願いいたします。

案件につきましては、さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業に係る事後調査書が9月に提出され、11月下旬から12月ごろに技術審議会を開催する予定となっております。その際はまたご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○和田課長補佐兼係長 長時間ご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第41回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 2時11分 閉会